

第 24 回福岡市都市景観審議会

議 事 録

日時：令和 7 年 8 月 18 日（月）10：00～11：30

場所：ONE FUKUOKA BLDG.6F

ONE FUKUOKA CONFERENCE HALL Terrace Room

出席：朝廣 和夫 九州大学 教授
黒瀬 武史 九州大学 教授
坂井 猛 九州大学 教授
志賀 勉 九州大学 准教授
福田 裕美 北九州市立大学 准教授
箕浦 永子 九州大学 准教授
山下 永子 九州産業大学 教授

平畑 雅博 福岡市議会議員
松野 隆 福岡市議会議員
近藤 里美 福岡市議会議員
藤野 哲司 福岡市議会議員
浜崎 太郎 福岡市議会議員

岩永 真一 福岡テンジン大学 学長
中牟田 麻弥 NPO 法人 FUKUOKA デザインリーグ 副理事長

事務局：住宅都市みどり局理事 大場、地域まちづくり推進部長 許斐、都市景観室長 坂田
都市計画課長 宮川、みどり企画課 係長 石橋

会議次第

1. あいさつ
2. 審議事項 福岡市景観計画の改定（原案）について

<審議の概要>

(※委員の紹介等、審議に直接関係のない部分を一部省略しております。)

「1. あいさつ」

- 事務局：それではただいまより、第24回福岡市都市景観審議会を開催いたします。
- 本日は委員総数18名のうち、現在14名のご出席をいただいております、委員の2分の1以上に達しておりますので、福岡市都市景観審議会規則第7条第3項の規定により、本審議会が成立いたしますことをご報告させていただきます。
- 次に、前回第23回審議会の会議録についての報告でございます。
- 事務局で作成した会議録を委員の皆様にご確認いただき、修正したものを会議録として確定しております。
- 会議録は、福岡市情報公開条例第38条の規定に基づき、公開することとなっておりますので、委員の名前を除いた形で、すでに市のホームページに掲載されております。
- また、本日の会議録につきましても、前回同様、事務局で作成し、委員の皆様にご確認いただいた後、議事録として確定させていただくこととします。
- それでは議事に入りたいと思います。
- 審議会規則第7条第2項の規定により、会長が議事を進行することとなっておりますので、会長よろしくお願いいたします。
- 会長：それでは議事に入りたいと思います。
- 本日の審議会の流れでございますが、まず、初めに、事務局から前回の振り返り、景観計画の原案等を一括して説明いただいた上で、ご意見をいただき、景観計画の、原案を取りまとめたいと思います。
- それでは次第に沿って事務局から説明をお願いいたします。

「2. 審議事項」

- 事務局：それでは、「福岡市景観計画の改定（原案）について」ご説明いたします。
- モニター、もしくはA3資料をご覧ください。
- 1ページをご覧ください。改定スケジュールでございます。
- 令和7年度中の改定を目指し、4回の審議会を予定しており、本日が3回目となっております。審議会とあわせて適宜市議会への報告やパブリックコメントを行いながら進めてまいります。
- 2ページをご覧ください。本日は、前回の振り返りを踏まえ、原案について、ご審議いただきたいと考えております。
- まず、「1. 振り返り」でございます。
- 4ページをご覧ください。前回審議会の主な意見をまとめております。

「基本方向1 九州・アジア」では、人の営みを景観として見ることの大切さや、夜間景観、既存の都市計画制度についてのご意見。

「基本方向2 みどり」では、干潟や河川、生物多様性、樹木や近代建築の重要性などのご意見。

「基本方向3 計画的なまちづくり」では、明度が低い建物が多いことなどへのご意見。

5ページをご覧ください。

「基本方向4 歴史と文化」では、重層的な歴史的景観、歴史伝統ゾーンにおける高い建物の取り扱いなどのご意見。

「福岡らしい景観」では、掲載している写真やキャプションの記載、精神的風土などに対するご意見。

「その他」として、アドトラックへの対応などのご意見を頂いております。次に、「2. 原案について」でございます。

7ページをご覧ください。景観計画の構成でございます。

主に景観の基準を示す青色の景観計画は、現計画を踏襲するとともに、景観形成の考え方を示す緑色の序章は、基本計画を継承して整理しております。

また、新たな項目として、現景観計画にはない目標年次や成果指標などを、定めております。

8ページをご覧ください。「景観計画」は、上位計画である「福岡市基本計画」等との整合を図り、良好な景観形成のための方針、基準、主な施策を示すものとして、目標年次は、令和16年度としています。

9ページをご覧ください。上位計画である「福岡市基本計画」における「都市景観に関する主なポイント」や市民や議会、本審議会での意見を踏まえ、「花や緑」、「歴史や文化」の視点を明確化する方向で検討しております。

10ページをご覧ください。景観計画の検討にあたり、本市の景観特性として「海と共に栄えてきた都市」「福岡部と博多部の二都市の融合」「自然と調和した都市」などの都市形成史の特色をまとめております。前回議論いただいた風致地区、高度地区、航空法などによる高さ制限と街並みについて「自然と調和した都市」に記載しています。

11ページをご覧ください。福岡らしさを示す景観につきましては、前回審議会のご意見を踏まえ、「アクロス福岡、天神中央公園」「河川」「シーサイドももち」などの写真やキャプションを追加するとともに、「精神的風土」から「営みと場が織りなす情景」に表現を修正し、整理しております。

12ページをご覧ください。上位計画や本市の景観特性を踏まえ、骨子案でお示ししたとおり、「景観形成の理念・目標像」は現計画を継承しながら、基本方向は、「2のみどり」や「4の歴史」を中心に更新しております。

各方針の内容につきましては、次ページ以降でご説明いたします。

13 ページをご覧ください。基本方向毎に方針と主な施策を整理しています。基本方向1については、方針1の風格や潤い、方針2の賑わいや界索性、方針3の市民等との共働により、「九州・アジアの交流拠点にふさわしい魅力ある景観づくり」を進めてまいります。

前回の審議会の議論を踏まえ、方針1の主な施策に「都市計画制度などを活用した景観誘導」を新たに位置付けています。

14 ページをご覧ください。

基本方向2については、豊かな自然を感じる景観づくりや、質の高いパブリックスペースの形成に向けたみどりを生かした景観づくりなどにより、「みどりを守り、創り、生かした景観づくり」を進めてまいります。

15 ページをご覧ください。

基本方向3については、個性を生かした景観づくりや、周辺の自然環境やまちなみと調和のとれた景観づくりなどにより、「計画的なまちづくりにあわせた賑わいと活気のある景観づくり」を進めてまいります。

前回審議会で黒いビルへの意見を踏まえ、方針2の主な施策「多様化するニーズなどに対応した景観誘導」という項目に「専門家による助言・指導」を新たに位置付けております。

16 ページをご覧ください。

基本方向4については、歴史と文化を守る福岡らしい景観づくりや、歴史資源を生かした景観づくりなどにより、「歴史と文化を守り生かす、刻（とき）の厚みを感じられる景観づくり」を進めてまいります。

こちら、基本方向1と同様に、方針1の主な施策に「都市計画制度などを活用した景観誘導」を新たに位置付けています。

17 ページをご覧ください。新計画では、成果指標の設定を新たに考えており、基本方向毎に指標案をお示ししております。定量的なものや、定性的なものなどのバランスを考慮し、記載の項目を設定していきたいと考えております。

18 ページをご覧ください。景観計画は、景観法に基づき策定されており、景観法等に掲げる事項について、現景観計画と同様に記載の事項について定めることとしております。

19 ページをご覧ください。景観計画区域は、市内全域としております。

20 ページをご覧ください。良好な景観形成に関する方針については、景観計画区域を6つのゾーンに区分し、それぞれの特性を生かした景観形成方針を定めます。

21 ページをご覧ください。6つのゾーン毎に景観特性と景観形成方針を定めております。

21 ページには「都心ゾーン」「一般市街地ゾーン」

22 ページには「山の辺・田園ゾーン」「海浜ゾーン」「港湾ゾーン」「歴史伝統ゾーン」を記載しております。

内容につきましては、市民意見や上位計画、関連計画を踏まえ「花や緑」、「歴史や文化」の視点など全体的に表現を更新しております。前回審議会の議論を踏まえ、歴史・伝統ゾーンの景観特性に「重層的な歴史資源を生かした空間づくり」を位置付けています。

23 ページをご覧ください。大規模建築物等に関する事項について、届出が必要となる規模を定め、その規模以上の建築物等について基準を定めております。

23 ページには、全ゾーンに共通する行為の制限。

24 ページには、6 つのゾーン毎の行為の制限を記載しております。

都心ゾーンの夜間景観と歴史・伝統ゾーンの規模・配置について前回審議会の議論を踏まえた記載としております。

25 ページをご覧ください。都市景観形成地区について、現在、9 地区を指定しておりますが、地区指定することで、方針等を定めるとともに、建築物の規模にかかわらず届出対象とし、制限の基準を定めます。

26 ページをご覧ください。景観資源の保全・創出に関する事項として、景観重要建造物、景観重要樹木及び、27 ページの景観重要公共施設の景観形成に関する事項として「指定方針」などを定めております。

また、屋外広告物に関する事項につきましては、周辺の景観と調和が保たれるよう必要な制限を福岡市屋外広告物条例に定めることとしております。

28 ページをご覧ください。最後に、景観形成における推進方策として、市民・事業者・行政のそれぞれの役割を明確にするとともに、推進体制や本計画の運用などを示し、福岡らしい都市景観の形成に向けて取り組んで行くこととしております。

なお、原案につきまして A4 冊子で配布しておりますので、ご参照ください。説明は以上でございます。

会 長 : ただいま、事務局より、原案の序章について説明がありましたが、ここまでで
ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

前回いただきました、委員の皆様からのご意見を、事務局の方で整理した結果を、ご報告いただいたという位置付けでございます。

説明がありましたように、これからパブリックコメントに向かってまいりますので、パブリックコメント前の大事な会になろうかと思います。

はい、どうぞ。

委 員 : これまでの議論を、内容に反映していただいて大変ありがたいと思っております。

す。他の委員の皆様方から、黒いビルや高層マンションについて、前回もご指摘があったと思います。

私の理解では、特に都心近傍を赤坂から大濠公園、唐人町あたりにかけて実際に増えているのかなと思っております。

そのあたりに関して、現在でも、こちらの原案の 35 ページに図がありますが、舞鶴公園・大濠公園地区というのは、歴史伝統ゾーンに指定をされていて景観計画で重要な場所として取り扱っていると理解をしております。

実際には原案 35 ページの図の緑の線の、少しだけ外側に、黒いマンションがたくさん建っているのではないかなと思っております。

つまり、大濠公園から見えるけれども現在の規制の範囲からは少し外れているという場所に、都心の住宅の高層化に伴ってそういう物件が増えているのかなと思います。

私がお伺いしたいのは、この歴史・伝統ゾーンの枠を広げることは難しいと思いますが、運用をするときに、この歴史・伝統ゾーンに影響がありそうな範囲は、少し広めに、先生方に見ていただくなど、早めにご意見いただくとか、そういうことを進めていくことで、今後、同じような課題が発生することや、もしくはもっと深刻な課題が発生することを未然に防ぐことができるのではないかなというふうに思っております。

そういう意味で、この歴史・伝統ゾーンの近傍もしくは隣接する街区に関する考え方をお伺いしたいなと思います。

会 長 : ありがとうございます。事務局から伺いましょう。

事務局 : 歴史・伝統ゾーン等の周辺につきましても、そのゾーン毎のルールが定められておりますし、またそれらのルールを踏まえ、景観アドバイザー会議などで専門家の先生のご意見も伺いながら、良好な景観の形成に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上でございます。

委 員 : 近傍についても、確認することがあるということを、民間の事業者さんにメッセージとして発信することは、未然の抑止効果にも繋がるのではないかなと思っております。

会 長 : 景観アドバイザー会議にかけるかどうかを判断する、都市景観室の裁量にもありますが、事前に何かのメッセージを伝えておく必要があるのではないかなというご意見ですね。

事務局 : 黒いビルなどについてのご意見も多くいただいておりますので、今回、原案の 37 ページにコラム的な形にはなるが、配慮をお願いするようなところを、メッセージとして、記載させていただいたところでございます。

会 長 : はい。ありがとうございます。
他にいかがでしょうか。どうぞ。

委員：ゾーニングとしては歴史・伝統ゾーン、この範囲になりますが、これ以外にも福岡市には歴史的な物件がいろいろあって、例えば樋井川沿いの友泉亭、黒田藩の別邸として、その周辺もマンションが高くなって、木を大きくしてということでは何かやっている。あと、高宮南緑地とかですね。

そういった歴史・伝統ゾーンに含まれない歴史的な物件に関しては、原案の 42 ページの景観重要建造物として指定されると思いますが、こういった物件の周辺の土地所有者さんにも、協力などを求めるような、記載があつてしかるべきではないかと思います。

2 点目ですが、この景観重要建造物がどれなのか、景観重要樹木がどれなのか、そういったことがあまり公開されてない。

特に、景観重要樹木に関しては個人の物件ということで、お願いしても出してくれないということもあるが、一方で、福岡市が所有している土地における、樹木や社寺仏閣などで協力していただけるものもあるかもしれないし、やはりこういう情報を出して議論していくというか、やはりそれを守っていくのはすごく大変で、土地所有者さんの苦勞もあるでしょうし、一方でそれを守っていききたいという地域の声もあるかもしれませんし、そこを今後地域の中で議論していくためにも、情報を事業者さん、市民と共有しながら、景観に関しての、今後のあり方っていうのを一緒に考えていくことが必要ではないかと思います。

もう少し、情報をどこまで公開していくのか、もしくはそういった効果について検討していくか、そういうところも含めて、記載があつてもいいのではないかと思います。

事務局：1 点目の歴史・伝統ゾーンに指定されていないけれども、歴史的な建物の周辺についてというところにつきましては、先ほど話がありました景観アドバイザー会議等に、そういったところを諮りながら、議論していただいて、良好な景観になっていくよう誘導していければと考えているところでございます。
2 つ目の景観重要建造物の公表等についてのご意見につきましては、景観重要建造物や景観重要樹木は、まだ指定している事例はない状況ですが、今後、指定等がなされた場合にはご意見をいただいたとおり、市民の方にも知ってもらうということが大事だと考えておりますので、そういった形で進めていければと考えているところでございます。以上でございます。

委員：まだ指定がされてないということですが、緑の部署の方で保存樹木を指定していますが、保存樹木と景観重要樹木の関係はどうなっているのでしょうか。

事務局：保存樹木との関係でございますが、保存樹につきましては市内で 1000 何百カ所が指定されている中で、この景観重要樹木と兼ねることができないという規定がございますので、今後景観重要樹木として指定する場合には保存樹を

解除しなければならなくなるため、都市景観室と連携しながら進めていきたいと考えております。以上でございます。

委員：今、景観重要樹木の指定が無いという話なので、新しい計画として出していくことから、どういったものを今後、指定していくのか、それをどう公表していくのか。やはり景観アドバイザー会議があるけれども、かからない案件が非常に多いわけですね。なので、こういう計画に、どれが景観重要建造物でどれが景観重要樹木なのかっていうのを出していくことで、個別に事業者さん、地域の人たちに、議論していただくことが良いのではと思います。これは意見です。

会長：保存樹と景観重要樹木との関係ですね。これを少し明らかにしていただくことと、それから景観重要建造物についてもまだということですので、これについてこれからどのように考えていくのかという所を、事務局の方で議論していただければと思います。よろしくお願いします。
他にいかがでしょうか。

委員：原案の 21 ページの一般市街地ゾーンのところですが、書くか書かないかは別として、景観特性のところ、国道 3 号線などの幹線道路の後に箱崎の話が記載されており、スマートイーストの景観特性ってどういうふうになっているのか考えていたところ、景観形成方針では箱崎キャンパス跡地では、統一感のある街並みの形成に努めますとありますので、今どういった方向でスマートイースト、箱崎キャンパス跡地の景観について検討しているのかお伺いしたいなと思いました。

事務局：箱崎につきましては、公募で決められた事業者の方で景観も含めて検討がなされているところで、例えば景観形成地区などの制度も活用していくかは、今後、もう少しまちづくりが進んでいってからになると考えているところでございます。以上でございます

会長：他にいかがでしょうか。

委員：スマートイーストの話が出たのでコメントさせていただこうと思います。前回皆さんからたくさんのご指摘があった資料 11 ページの福岡らしさを示す景観ですが、整理されて良くなったと思います。

このうち歴史・伝統ゾーンについて、スマートイーストとしての箱崎キャンパス跡地の開発にとって、歴史的建造物は重要な構成要素と思いますので、この景観計画でも 1 枚は箱崎キャンパスの歴史的建造物の写真を掲載したほうがいいのではないかと思います。歴史・伝統の 3 枚のうちどれを交換するか悩ましいですが、客観的に見て、近代建築と言えば明治の終わりから大正の建造物である箱崎キャンパスの歴史的建造物のある景観の方が歴史・伝統としては適切ではないかと思われます。

また一般市街地の写真について、括弧書きで「中・高密度住宅地、低密度住宅地等」と書いてあるわけですが、住宅地の景観とは思えない自然景観ばかりでして、1枚は住宅地の街路空間など、住宅地の景観を示す写真を掲載したほうがいいのではないかと思います。例えば香椎照葉ですとか、百道も考えられると思います。

あと質問ですが、前回の振り返りでも掲載がありました「その他」のところで、アドトラックのご指摘があつて、検討や調査を進めておられると思いますが、アドトラックに関する事柄はどこに反映されているのでしょうか。

事務局 : 1つ目が資料 11 ページの福岡らしさを示す景観の歴史・伝統における近代建築の写真についてですが、考え方といたしましては、この福岡らしさを示す景観のところ、東区から西区までございますが、そのバランスなども考慮させていただいた上で、掲載させていただいているところでもございます。

今回、頂いた委員からのご意見も踏まえまして、原案への反映も含めて検討させていただきたいと思います。

2つ目の、一般市街地ゾーンのところににつきましては、括弧書きで書いているものが、資料 9 ページの市の基本計画の土地利用区分の記載とも紐付ける形で括弧書きを記載しているところでございます。

こちらのご意見も原案への反映も含めて検討させていただきたいと考えているところでございます。

3点目、アドトラックの件につきましては、資料 13 ページになりますが、基本方向 1 の方針 1 の主な施策の中で「魅力的で秩序ある広告景観づくり」の、「屋外広告物の適正化」のところに、広告物等の是正指導ということを位置付けさせていただいております。

また、取り組みにつきましては、具体的に進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

委 員 : 福岡らしさを示す景観の写真の件は、ご検討いただければ幸いです。

箱崎キャンパスの歴史的建造物については、どこかに掲載されていればいいと思うので、このページにこだわってはいないですが、福岡市が重要だと認識しているということが示されていればいいと思います。

アドトラックに関する該当箇所は理解しました。

会 長 : 他にいかがでしょうか。

委 員 : 計画の内容とは関係ないですが、資料 11 ページの写真を見て、西新や地下街など一般の方が結構写っているような写真が使われていて、ぼかしてありますが本人とが見たら、すぐわかるような、写真かなと思いますがこの辺は最終的に撮り直したりされるのか、このまま使っているよということになっているのか確認をさせていただければと思います。

事務局：写真につきまして、再度確認をいたしますが基本的には個人が特定されないような形で掲載させていただいておりまして、人の賑わいみたいなのところもお示ししたいところもあって人が入っている写真を入れさせていただいております。確認をいたしますが基本的にはこのままいきたいと考えているところでございます。以上でございます。

会長：他にいかがでしょうか。

委員：第3節の基本方向のところにありますように、今回の景観計画の特徴としては本当に市民や地域団体の共働というのが、各方針において明記されていることだというふうに私は強く認識しておるのですけれども、その中で、確認ですけれども景観意識の啓発ということが、原案の15ページのところに基本方針3の中に記載されております。重要な取り組みだと思うのですが、この中で「SNSを活用した情報発信」や「景観教育」について触れられているのですけれども、現状と今後のどのように展開されていこうとされているのかということ、教えていただけますでしょうか。

事務局：景観意識の啓発につきましては、これまで都市景観賞を2年に1度選ばせていただいて、そちらを活用しながらの意識高揚事業として、様々なPRをするようなところで、啓発を行ってきたところですが、これまでの調査ではやはり30代以下の若い世代の景観意識の浸透というところが、他の世代に比べると良くないところも、データで取れておりますので、SNSなどの、若い世代に響くようなやり方で、少し取り組み方を変えて取り組んでいきたいと考えておりまして、記載しているところでございます。

委員：出前講座はどの程度実施されているのか。

事務局：出前講座につきましては、景観に限らず、様々な出前講座をやっており、景観に関することも登録させていただいて、ホームページ等でお示しはしていますが、なかなか申し込みがなかったりして、近年あまり開催していないような状況にはなっておりますので、こちらもPRは、計画策定を基にしていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

会長：他にいかがでしょうか。

委員：策定された福岡市景観計画というのは主に福岡市がメインの住民の方に向けて策定されていて福岡県とか、そういうふうに広がっていくと思いますが、今、外国からの観光客の方もたくさん来られていて、そういった方にもホームページなどでわかるように書いていただくと、あまりゴミを散らかさないとか、落書きしないとか、そういうことにも繋がっていくと思いますので、ぜひ情報発信されるのであれば、英語とか中国語とか、主に使われている言語でも併記されたら良いのではと思いました。

事務局：情報発信につきましては、ホームページ等に計画を掲載していこうと考えてお

りますので、あわせて海外の方への英語等への対応につきましても、検討していききたいと思います。以上でございます。

会 長 : 他にいかがでしょうか。

委 員 : 資料 14 ページの「基本方向 2 の緑を守り」のところですが、方針 3 の「市民や地域団体との共働による景観づくり」の主な施策のところ、都市景観形成地区の指定と景観誘導しかない。スペース上入らなかったのかもしれませんが、原案の 14 ページを見ると、この方針 3 同じところで、主な施策が、都市景観形成地区の指定と景観誘導しかないように見えるので、何かこれしかやってないのかなと見えてしまうため、他にもここに記載した方が良いのではないかと。他の基本方向には結構記載されているため、物寂しいですし、何もやってないように見えるので、何か付け加えたほうがいいかなと思いました。

事務局 : 一人一花運動であったり、都心の森 1 万本プロジェクトであったり、いろいろと市民の方と共働して取り組んでおりますので、記載について、検討させていただきたいと思います。

会 長 : 他にいかがでしょうか。

委 員 : 今日、確認をしていくこの原案でパブリックコメントを実施していただくものとしてこれを提出するということで、ここまで何回かこの審議会の皆さんと一緒に、こういう課題がある、黒いマンションが増えてきたということもそうですし、先ほどの、景観重要樹木などがまだないということもそうだし、緑はこうなっていかなきゃいけないよというその現状のこともそうだし、新しい計画をつくる上で、こういう課題があるっていう様々な意見が出ていたと思います。

1 階のテナントがなくなって駐車場になっていっているとかですね。そういったことも含めた、新しい計画を考える前の段階で、今こういう課題が浮き彫りになっているから、こういうことを新しくやっていきますというのが、計画の中に盛り込まれていかないと、パブリックコメントを見たときにこれだけだと、どういう振り返りがあって、どういう課題を持っているから、こういうことに取り組んでいくということがわからなくなってしまうのではないかと思います。原案とは違うものを分かるような形で添付するのであればわからなくはないですが、いかがでしょうか。

事務局 : ご意見ありがとうございます。課題などのご意見いただいたところを分かるようにしていくことにつきましては、パブリックコメントのかけ方について、検討をしていきたいと思います。

会 長 : 他にいかがでしょうか。

委 員 : 直接景観とは関係ないと思いますが、やはりこの福岡市は国内外から多くの観光客で賑わう街でして、皆さん何を楽しみに来られるかという「食」だと思

います。福岡の食文化というものが、資料 11 ページの写真に全く反映をされてなくて、それは景観とは言えないので、仕方ないのかもしれませんが、少し寂しいなという気がする。何かそういったことも追加もしていただければと思います。

事務局 : 委員からのご意見につきましても、計画への反映も含めて、検討させていただきたいと考えております。

会 長 : 他にいかがでしょうか。

委 員 : 先ほどの課題などのご指摘は重要だと思っていて、景観計画ですので、「なぜ」というのと、「どう (why, how)」というのがすごく大事だと思う。
なぜ景観が大事なのかだとか、なぜこの計画を改定する必要があるのかだとか、景観は時代に応じてどんどん変わっていくものだと思う。
なので、決して保守的な話ではなく、市民の人たちにいろんなご意見いただくためにも、この委員会での議論の話とか、少しコンパクトにまとめて、その問題意識ぐらいは箇条書きでも、出していただいてもいいのではないのかと思いました。コメントです。

会 長 : 他にいかがでしょうか。

委 員 : 例えば原案の 13 ページですが、私も今まで申し上げた都市計画制度を活用した景観誘導ですとか、これまでの福岡の景観を形づくってきた制度の認識っていうのをお願いしていて、この部分に入れていただいてありがとうございます。

そこに関連して原案の 7 ページに「自然と調和した都市」というところで、歴史が記載されておりますが、この中にも、これまでの都市計画制度、それから航空法による高さ制限の辺りも触れていただいていたいて重要なところだと思っています。

お伺いしたいのは、このように位置付けていただいたが、そのあとのページで都市計画制度が全く出てこなくなって、景観法に基づく誘導が記載されているわけですが、例えば、箱崎宮の近くで何かやろうと思ったら、この景観計画とあわせて風致地区も見えていただいたり、関連する制度もまとめて見えていただく必要があると思います。先ほどの大濠公園で言えば、周りの用途地域の中の高度地区も見えていただく必要があると。

申し上げたいのは、景観計画、基本的にこの冊子を読めばこれから何か開発をしようとか、景観を守ろうと思ってらっしゃる方が、こういう制度も使えるとか、こういう考え方が既に入っているということに、気づいていただけるような資料になっているといいと思います。

そういう意味では、最後の用語の説明のところも、景観計画、景観法に関わるものしか書いていないですが、福岡の景観を形づくるために、使われてきた制

度を、なるべく多く載せていただいて、何か引っかかりがあるようにしていただきたいと思います。

もちろん、細かく制度の説明について掲載する余地はないかもしれませんが、そういう部分を意識していただけるといいなと思います。

ですので、どこに掲載するかは改めて考えていただければと思いますが、例えば、原案の 27 ページの都市景観アドバイザー制度の下あたりに、上記の景観計画に関わる制度以外にこういうものがあって、こういう制度がかかっていますと、詳細については市に問い合わせくださいみたいなことを、書いていただくといいかなと思っています。そうすることで、未然の紛争の防止にも繋がると思いますし、例えば市民の方が建物少し違うのではないかと思ったときに、いろんな制度も勉強をして議論をするきっかけにもなると思うので、ぜひ、お願いしたいと思っています。

事務局：事業者もいろいろな建物を建てる時に景観だけではなく、関連する様々な制度を確認されながら、確認申請などを行われておりますので、そういった意味でも、本計画に、何を守らないといけないかを記載しておくことが重要だと思っています。どのような形で計画に落とし込めるか検討していきたいと考えております。

会長：他にいかがでしょうか。

委員：九大箱崎キャンパス跡地の話も、原案に景観形成の方針ということで記載されており、本当にありがたいなと思います。一体的なまちづくりは、事業者が頑張ればできるかなといった話ですが、周辺との調和はどのようなところをなし遂げれば周辺との調和が形成されるのかを教えていただければと思います。

事務局：周辺との調和につきましては、箱崎キャンパス跡地もあれば、お宮周りの景観形成地区もありまして、少し難しいところだとは思っているところですが、その間のところにつきましては各ゾーンのルールも定められております。それらを踏まえ、ルールを守ること大事ですし、建物を建てられるときは、景観アドバイザー会議など、専門家の方のご意見も伺いながら、良好な景観に向けて、景観の形成に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上でございます。

委員：特に、北側と南側で、全く違って、北側は高層マンションであったり、東警察署であったり、そういったものがあるといったエリアであって、南側が既存の市街地といったところに隣接しているといったところになっている。その辺の環境が全然違うといったところもありますので、ぜひ景観アドバイザーの委員の皆様、ご意見いただいて、しっかりと作り上げていただければと思っています。よろしくお願いします。

会長：他にいかがでしょうか。

委員：この景観計画に関しては、より具体的になって、よかったなとは思いますが、これは意見ではなくて、要望ですけど、この計画自体は大まかな方針ということで、計画自体は良いと思っていますが、景観アドバイザー会議ですとかガイドラインですとか、そういったものが、基本的には、福岡市の場合は、ルールが厳しくなくて、協議がベースになっていると思います。

要は強制力がない形になっていて、なかなかアドバイスにしろ、ガイドラインを反映することが、厳しいことも多いかと思うので、この計画は本当に計画であって、具体的に進めていくときに、具体的な景観アドバイザー会議でデザイン変えようとなったときに、実現するように協議を諦めずにやっていただきたいという要望です。

あと、資料14ページの方針、共働きのところ、ここに景観ガイドツアーを記載したらいいなと思いました。すごく長くされていたし、すごく効果的だと思う。楽しみながら勉強ができてすごくいいと思うので、そういったもの、あとは、都市景観室と関係なくても、結構子供たちと一緒に景観をめぐる、授業みたいなものが福岡市であっているような気がします。街をめぐるって街をつくろうみたいな。だからそういうのがもしあればそういうのを入れ、他のところで取り組んでいるもの含めて、景観に関するものが入ったらいいのではないかと思います。

事務局：ご意見いただいた強制力のところは、福岡に限らずだと思いますが、なかなか強制力がないようなところはおっしゃるとおりですが、景観アドバイザー会議だったり、景観形成地区であったり、やはりいろいろなところで協議の場をたくさん持てるような、大事なところについては、機会をたくさん持てるような形で、少しずつ誘導していければと考えているところでございます。あと啓発のところも景観ガイドツアーなどのご意見ありがとうございます。いただいたご意見も踏まえながら、どんなことができるのか検討していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

会長：本日は、たくさんのご意見をいただいております。

景観アドバイザー等の運用面に関わる話が結構ありましたね。

それは引き続き検討いただくとして、具体的にパブリックコメントに必要な書類、原案をどのように修正するかについては、先に修正を進めるということになりますので、1つ1つ挙げませんけれども、いただいたご意見を吸収する方向で、回答いただいておりますので、事務局の方でしっかり精査していただければと思います。

この原案につきましては、概ね事務局の案のとおり進めていただきたいと考えておりますが、この修正点をしっかり修正した上で、臨むということになるうかと思えます。

最終的には私の方にご一任いただき、パブリックコメントに流れるということになりますがそれでよろしいでしょうか。

それでは、事務局と調整して、適切に対応させていただきます。

本日の審議事項につきましては以上とさせていただきます。進行事務局に進行をお返しいたします。

事務局 : それでは事務局より連絡事項を申し上げます。

本日配付いたしました資料、参考資料につきましては、机の上に置かれたままでも、持ち帰っていただいても結構でございます。

また本日の議事録でございますが、事務局で議事録を作成しまして、9月中をめどに、市のホームページに掲載する予定としております。

次回の25回審議会の開催につきましては、12月頃を予定しておりますので、改めて日程調整のご連絡を差し上げたいと考えております。

連絡は以上でございます。

それでは長時間のご審議ありがとうございました。

これをもちまして、本日の審議会を終了いたします。